

平成31年度第1回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成31年4月15日（月） 午後1時00分～午後3時00分

場 所：市役所3階 303会議室

出席者：武藤会長、日野委員、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

在留外国人で、偽装滞在の疑いのある国民健康保険の被保険者の情報を地方入国管理局に外部提供することの公益上の必要性の有無及び当該外部提供に際して本人通知を省略することの適否について

【健康福祉部健康保険課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：健康保険課（藤木課長、井手課長補佐、堤主査、武田主査）

—資料をもとに健康保険課から説明—

（A委員）資料16ページのチェックリストを用いて窓口でチェックするということか。チェックリストで分かるものなのか。

（実施機関）就労や就学目的で入国した外国人の方は、当然国民健康保険に加入いただく。治療目的での加入は制度の趣旨にそぐわないため、加入後1年未満の間に高額給付請求があった場合は、本来の就労等の目的ではなく、治療目的での加入が疑われるため確認をさせていただく。聞き取りをしながらチェックリストを用いるので、確認は十分に行えると考えている。

（A委員）治療目的で来ている人は1年以内に請求する人が多いということか。

（実施機関）加入後1年以内に請求があると、最初から治療目的で日本に来られて加入したのではないかと疑うこともある。1年以上在留の場合は当然に加入いただくものと考えている。

（A委員）就労している外国人も留学生も保険料を払うのか。

（実施機関）そうである。

（B委員）チェックリストだけで偽装であるかどうかの判断ができるものかということもあるが、外国人同士で情報共有が行われ、国民健康保険制度の情報についても拡散すると考えるが、偽装事案としては増えているのか。

(実施機関) 平成30年1月から1年間調査を行ったところ、加入後1年以内に治療を行った方は16件であった。内容を確認したが、治療目的での在留は確認できなかった。いずれも学校に通っており、あるいは仕事をされている方であった。

(C委員) 在留外国人の個人情報保護について、条例でどのように規定されているのか。

(事務局) 条例上は在留外国人の方も日本国籍を持つ方も区別はなく、市が保有している個人情報保護の対象となる。

(C委員) 外国人の観光客の情報も対象となるのか。

(事務局) 何らかの手段で市に情報を提供していれば、対象となり得る。

(C委員) 他の自治体での具体的な事例はないのか。

(実施機関) 他の自治体では、出産一時金の架空請求が疑われる事例があった。全体的な件数としてはさほど多いわけではないが、入国する外国人も増えているため、全国的な取り組みとして行うものである。

(C委員) 入国管理局と協力して取り組むべき事例があったということか。

(実施機関) そうである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件2】

国民健康保険被保険者証作成業務委託について、被保険者の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部健康保険課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：健康保険課（藤木課長、井手課長補佐、堤主査、武田主査）

—資料をもとに健康保険課から説明—

(D委員) 個人情報のやり取りはどのような形になるのか。市が特定の場所においたデータを業者が取得するのか、あるいは市が必要な情報だけを選んでメールで提供するのか。

(実施機関) 市から業者に対し、必要な情報だけをメールで提供する。

(A委員) 当審議会において、これまでもLGWAN回線を用いての国や県との情報のやりとりの事案はあったのだが、今回は相手が民間業者だが問題はないのか。また、民間業者であってもLGWAN回線を利用できるものなのか。その場合のセキュリティ対策はどうなっているのか。

(実施機関) 資料19ページをご覧いただきたい。LGWANは地方公共団体情報システム機構が管理運営しているとあるが、この機構が承認した業者のみがLGWAN回線を使うことができる。情報管理はしっかりされていると認識している。

(A委員) 地方公共団体情報システム機構に承認された業者のみを選定の対象としたのか。

(実施機関) 承認の有無という観点での選定を行ったわけではないが、今回選定した業者が、たま

たま機構が認定した業者であったため、L GWANを活用したデータのやり取りが可能であることから、その手法を用いることとした。

(E 委員) L GWANの説明にある閉鎖ネットワークとはどういうものなのか。結局はインターネットの回線を使用するという事ではないのか。

(実施機関) 外から入り込むことができない、という意味である。そのため安全性が高い。

(E 委員) 回線そのものはインターネットの回線ではないのか。

(D 委員) 物理的には同じ回線を用いて、プロトコル（通信規約）等で仮想的に制限をかけることで閉鎖ネットワークを実現する方法を用いていると考えられる。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 3】

上下水道料金の口座振替データ受渡し業務において、フロッピーディスク等電子媒体の使用が廃止されるため、市県民税等と同様にL GWAN経由のデータ伝送を行い、金融機関と上下水道営業管理システムをオンライン結合することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【上下水道部営業管理課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：営業管理課（柿原課長、溝江課長補佐、坂東）

—資料をもとに営業管理課から説明—

(F 委員) 従来は、フロッピーディスクを直接金融機関に渡していたのか。

(実施機関) 現在はフロッピーディスクを直接支店に持参するか、セキュリティ便を使って送付している。

(A 委員) これまではこのようなL GWANでの伝送を利用していなかったが、今回、2金融機関の申し出をきっかけにやり方を変えるということか。

(実施機関) そうである。

(A 委員) 市県民税等はL GWANを使用していたということだが、今回上下水道料金もそれに加わるということか。

(実施機関) 市県民税等については、その業務システムがL GWAN伝送に対応可能であったので、平成29年から上下水道営業管理システムに先行して対応していた。今年度の10月に上下水道営業管理システムを入れ替えることにより、L GWAN伝送に対応できるようになるため、やり取りの方法を変更するものである。

(D 委員) 23ページの資料を見ると、受託者と金融機関の間のやり取りはL GWANを用いていないのだが、L GWANでの伝送はどの部分であるのか。

(実施機関) 市と受託者との間であり、金融機関との間ではない。

(D 委員) この場での審議の対象は市と受託者の間のことではないのか。受託者と金融機関の部分

まで対象となるのか。

(事務局) 個人情報の手引き 38 ページの条例第 10 条にオンライン結合等の定義が記載されているが、市と受託者との LGWAN でのやり取りが対象である。受託者と金融機関のやり取りについては、委託業務全体が分かる資料として示している。

(D 委員) 既にオンライン結合等を行っている市県民税等についても、全銀ベーシック手順等の同じ方式を用いているのか。

(事務局) 市県民税等については平成 29 年 2 月に諮問した案件であり、今回も同じ方式で行っている。

(D 委員) 全銀ベーシック手順はセキュリティが少し緩いのだが、これまで実績があるということであれば異論はない。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

選挙時に有権者に郵送している投票所入場券の作成業務を委託するに当たり、総合行政システムで管理している選挙人名簿の情報を DVD 等の記録媒体にて提供することの可否について、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

【選挙管理委員会事務局】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：選挙管理委員会事務局（安達事務局長、中里主査）

—選挙管理委員会事務局から説明—

(E 委員) 圧着はがきについて具体的に教えてほしい。

(実施機関) 現在、選挙人 1 名につき 1 枚のはがきを送付しているが、期日前投票時の記載事項を含めて、1 世帯 2 名までの入場券として、圧着して、送付する。投票する際は、切り離して持参することが可能となっている。

(A 委員) 3 名の場合はどうなるのか。

(実施機関) はがきが 2 枚になる。自治体によっては、1 枚に 2 名以上記入されているところもあるが、期日前投票の記載事項を書くスペースを確保したいため、本市では、1 世帯 2 名までとしている。

(B 委員) 今回の変更で、期日前投票においても、何ら問題はないということか。デメリットとして考えられることは何かあるか。

(実施機関) これまでのやり方が長く続いていたので、特に高齢の方が混乱されることがあるかもしれない。ただ、はがきは、投票用紙を交付することを容易にするために必要なものであり、投票をするうえで必ず必要なものではなく、身分を証明するものを持ってきてもらえば、投票することはできるため、支障はないと考えられる。

(E 委員) 宛名は世帯主か。

(実施機関) そうである。

(B委員) 他の自治体でも同様のやり方をしているのか。

(実施機関) 佐賀市や関東の方でも同様のやり方を採用している。

(A委員) 業者に委託することは、効率的で、費用も安くなるため、良いことであると思うが、今まではどうしていたのか。

(実施機関) 印刷業者に用紙の印刷だけを頼んで、庁舎内で印刷していた。

(D委員) この作業があるために、市議選が県知事選とズレているのか。

(実施機関) その点は関係していない。選挙の日程が異なるのは基準日が違うためである。

(D委員) 福岡市議選は、福岡県知事選と同日であったと思う。

(G委員) 政令市とそれ以外の市では、異なる。政令市は、県知事選と同日である。

(C委員) 情報を格納するDVDは何枚になるのか。

(実施機関) 1枚に収まると思う。

(C委員) 開くときに、パスワードをかけるなど、セキュリティ対策は、どのような方法をとるのか。

(実施機関) パスワードをかけるなど、外部に情報が漏えいしないような方法をとることを考えている。

(C委員) プライバシーマークの認定を受けた印刷業者は存在するのか。

(実施機関) 想定している業者は、プライバシーマークの認証を受けているところである。

(A委員) 選挙人名簿の漏えいに関しては、自治体でも、事例があり、問題となっている。選挙人名簿が漏れたら大変なことになる。

(C委員) セキュリティ対策の方法についても、本来は、説明してもらった方がいいと思う。

(実施機関) 選挙人名簿については、閲覧は可能ではあるが、一度に大量の情報の提供を行うことから、提供に当たっては細心の注意を図りたい。これについては、情報政策部門等とも協議を行いたいと考えている。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては、選挙人名簿の提供に当たりセキュリティ対策を十分に行うことを条件に承認される。

【諮問案件5】

風しんの抗体検査及び予防接種の案内状（クーポン券を含む。）の送付業務を民間事業者へ委託するに当たり、対象者データの提供をオンライン結合等（CD-R）を用いて行うことに係る公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部 保健所保健予防課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：保健所保健予防課（石橋課長、月足主査）

—保健所保健予防課から説明（諮問案件の資料35ページの（4）は、送付状の作成及び封筒への

貼付を行わず、提供する個人情報については、住所と氏名のみで生年月日は提供しないため、資料の記載内容を訂正) —

(A委員) 制度の変遷により、この世代の前後は、予防接種を受けていて、この世代のみ予防接種を受けていないのか。

(実施機関) そうである。ただし、女性については中学生の時に、集団で予防接種を受けている。この世代よりも前の世代の方も、予防接種は受けていないが、昔は、予防接種を受けるよりも先に風しんにかかっていた方が多いという事情がある。昨年の夏ごろから、関東地方を中心として流行しているが、この世代の方が多くということで、この世代をターゲットとして、国が施策を講じている。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件6】

「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の支給業務において、必要な児童扶養手当の受給者の情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：家庭子ども相談課(酒井課長、島課長補佐)

—家庭子ども相談課から説明—

(C委員) 児童扶養手当を所管している課と今回の給付金の所管課は違うのか。

(実施機関) 同じであるが、業務の性質が違うので目的外利用ということになる。

(A委員) 未婚の方を対象にしている理由はなぜか。

(実施機関) 現在、離婚や、死別であれば、寡婦控除の対象となっている。そのため、国で未婚の方を寡婦控除することを検討していたが、寡婦控除の対象にならなかった。今回、消費税が増税となることに伴ってではあるが、寡婦控除の対象となっていれば、今回の政策はなかったのではないかと推測される。給付金の17,500円という金額は、寡婦控除の対象となれば、所得税から控除される額となっている。

(A委員) 未婚の家庭に対する国の取扱いに差があるということか。

(実施機関) そうである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件7】

久留米市が集団健(検)診を実施するに当たり、健(検)診予約者情報及び受診者の過去の検査結果情報を健(検)診委託事業者に提供するためのオンライン結合等を行うことについて、公

益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：保健所健康推進課（吉塚課長、古賀）

—保健所健康推進課から説明—

（D委員）対象者の人数はどれくらいか。

（実施機関）昨年の集団健（検）診の受診者は7,458人であり、今後、増えることが見込まれる。

（A委員）何か所でどれくらいの期間で行われるのか。

（実施機関）期間は6月から11月末までで予定している。回数は70数回、実施場所は、各地域で行われる。昨年度、1回当たり、多いときで180人程度受診した。

（B委員）対象者の何パーセントが受診するのか。

（実施機関）健（検）診の項目で異なる。

（実施機関）集団健（検）診においては全体の1割強だが、それぞれの健（検）診ごとに異なる。先ほど述べた7,458人は、延べ数である。例えば、生活習慣病の特定健診は、年間約16,000人の受診者がいる。そのうちの約1割が集団健（検）診で受診する。胃がん検診は、30年度までは、集団健（検）診のみしか行っていなかった。

（B委員）年々増えているということか。

（実施機関）会場数も、健（検）診の種類も、昨年度充実させたため、集団健（検）診受診者は、増えている。それでも、個別健（検）診で受診する方が健（検）診全体の8割から9割である。

（A委員）集団健（検）診を行う意図としては、健診に行く習慣のない人でも、ほかの人と誘い合わせて来てもらうということがあるだろう。

（実施機関）集団健（検）診のメリットとしては、近くに医療機関がなくても、集団健（検）診の会場で受診することができたり、複数の健（検）診を医療機関よりも待ち時間を短く、一度に受診できるということだ。また、かかりつけ医がない人も、受診しやすい。

（A委員）かなりセンシティブな情報であるため、個人情報の取扱いについては、十分に留意してほしい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては、過去の受診結果の提供に当たりセキュリティ対策を十分に行うことを条件に承認される。

3 その他

特になし。

以上